豊島西小学校PTA委員選任規定

（目　的）

第1条　この規定は、指名委員（但し、会則第13条第2項アの規定による指名委員）、及び学級、総務広報、生活指導の各委員会を構成する委員の選任等について必要な事項を定める。

一、 指 名 委 員

（指名委員）

第2条　役員及び生活指導委員長（以下「役員等」という。）の候補者を定めるための指名委員会の構成員として、会則第13条第2項アに基づき、保護者会員より6名の指名委員を選任する。

（指名委員の選任方法）

第3条　前条の指名委員の選任方法は、2学期中に学級毎2名の学級代表を選出するための選挙を実施し、その選挙で選出された学級代表の互選によって、学年毎1名、計6名の指名委員を選任するものとする。

（被選挙者の除外）

第4条　前条の選挙においては、以下に該当する会員の投票用紙氏名欄に斜線を施し、選挙の対象者から除くものとする。

1. 現運営委員
2. 前年度運営委員
3. 指名委員経験者

（役員等候補者の推薦）

第5条　指名委員会が円滑に役員等候補者を定められるよう、役員等の立候補受付用紙とともに役員等候補者の推薦用紙を会員に配布し、その推薦を受け付けるものとする。なお、推薦された候補者の扱いについては指名委員会に一任する。

二、 学 級 委 員

（学級委員）

第6条　学級の運営に協力し、会員と教職員との連携に努めるとともに、会員相互の親睦を図るため、学級毎に2名の学級委員を選任する。

（学級委員の選任方法）

第7条　学級委員の選任方法については、以下のとおりとする。

1. 4月に学級毎に立候補を受け付ける。立候補者が2名以内のときは、その立候補者の当選とする。
2. 立候補者が3名以上のときは、互選会を開催し、立候補者の互選により選任する。
3. 立候補者がまったくいないとき、または、定員に満たないときは、学級毎に選挙を実施し選任する。

（被選挙者の除外）
　第8条　学級委員選出の選挙においては、以下に該当する会員の投票用紙氏名欄に斜線を施し、選挙の対象者から除くものとする。

1．現運営委員
2．前年度運営委員
3．現総務広報委員
4．現生活指導委員
5．立候補により先に1名が決定している場合、その学級委員
6．学級委員及び学級委員長経験者（但し、選挙が行われる学級に在籍する児童での経験者に限る）。

（学級委員長の選任方法）
　第9条　学級委員長の選任については、以下のとおりとする。

1．2月末までに次年度の学級委員長の立候補を受け付ける。立候補者が1名のときその候補者については、運営委員会で承認後、当選とする。
2．立候補者が2名以上のときは、立候補者の互選により選任する。
3．立候補者がいないときは、次条に定める学級委員長選挙により選任する。

（学級委員長選挙）
　第10条　学級委員長選挙は、以下のとおり実施する。

1．3月末までに、次年度の学級委員長の候補者を選出するために、新2年生以上の学年毎に選挙を実施する。
2．この選挙は、現役員及び現学級委員長が管理する。
3．選挙の際、投票用紙とともに、各学年の候補者一覧名簿を配布し、投票者はその名簿の中から1名を選び投票する。
4．選挙により、学年毎に上位者2名、計10名の学級委員長候補者を選出し、年度末に開催される次年度委員予定者会までに、その候補者10名の互選により、学級委員長を選任する。

（被選挙者の除外）
　第11条　学級委員長選出の選挙においては、以下に該当する会員の投票用紙氏名欄に斜線を施し、選挙の対象者から除くものとする。

1．新（次年度）役員等候補者
2．運営委員経験者
3．選挙が行われる学年に在籍する児童での学級委員経験者

三、　総務広報委員

(総務広報委員)
第12条　PTAの活動状況を伝える役割を担い、また会員、関係機関や地域社会への情報提供を図るため、学年毎に2名の総務広報委員を選任する。

(総務広報委員及び総務広報委員長の選任方法)

第13条　総務広報委員の選任方法については、以下の通りとする。

1．2月末までに次年度の総務広報委員の立候補を受け付ける。立候補者が2名以内の時は、その立候補者の当選とする。

2．立候補者が3名以上の時は、互選会を開催し、立候補者の互選により選任する。

3．立候補者が全くいない時、または定員に満たない時は、学年毎に選挙を実施し選任する。

4．総務広報委員長1名は、総務広報委員に決定した者の中から互選により選任する。

(総務広報委員選挙)

第14条　総務広報委員選挙は、以下の通り実施する。

1．3月末までに、次年度の総務広報委員の候補者を選出するために、新2年生以上の学年毎に選挙を実施する。

2．この選挙は、現役員及び現総務広報委員長が管理する。

3．選挙の際、投票用紙とともに各学年の候補者一覧名簿を配布し、投票者がその名簿の中から2名(立候補1名いる場合は1名)を選び投票する。

4．選挙により、学年毎に上位4名、計20名の総務広報委員を選出し、その候補者20名の互選により、総務広報委員を決定する。

5．委員長1名は決定した総務広報委員から互選により決定する。

(被選挙者の除外)

第15条　1．総務広報委員選出の選挙においては、以下に該当する会員の投票用紙氏名欄に斜線を施し、選挙の対象者から除くものとする。

1　新(次年度)役員等候補者

2　現運営委員

3　立候補により先に1名が決定している場合、その総務広報委員

4　選挙が行われる学年に在籍する児童での総務広報委員及び総務広報委員長経験者

2．総務広報委員長を互選により決定する際には、運営委員経験者は除外とする。

四、生活指導委員

（生活指導委員）

第16条　生活指導委員は、年度末に開催される次年度委員予定者会までに、地区毎に必要な次期委員（補欠者を含む）を話し合い（保護者会）により選出するものとする。なお、地区及び委員数は、家庭数や児童数の推移を参考にしながら、運営委員会がこれを決定する。

（生活指導委員長）

第17条　生活指導委員長は、PTA会則第13条の規定により選任する。また、生活指導委員の中から、年度末に開催される次年度委員予定者会において、立候補または互選により生活指導副委員長を若干名選任する。

（生活指導委員補欠者の委員繰上げ）
第18条　生活指導委員補欠者は、その地区の生活指導委員が転出などにより欠員が生じることとなった場合には、繰り上がって新たに生活指導委員となる。

五、 次 年 度 委 員 予 定 者 会

（次年度委員予定者会）
第19条　毎年度末に当年度の役員、各委員長ならびに次年度の役員、生活指導委員長及び委員予定者によって、次年度委員予定者会を開催する。この会においては、以下の事項を執り行う。
1. 委員選任規定第14条により、総務広報委員長及び副委員長の選任
2. 委員選任規定第17条により、生活指導副委員長の選任

六. 全 体 委 員 会

（全体委員会）
第20条　臨時に全体委員会の開催が必要あるときは、運営委員会の決定に基づき、PTA会長がこれを召集する。

七、 そ の 他

（欠員の補充）
第21条　総務広報委員に欠員が生じた場合には、その委員会で委員補充についての検討を行い、その委員会の意見をもとに、運営委員会が補充の要否、及び後任者についての最終決定を行う。

（努力規定）
第22条　会員はすべて平等の権利と義務を有する（本校PTA会則第5条）ことから、特別の理由のない限り、児童1人につき最低1回、委員または役員を務めるように努力しなければならない。

（除外規定の適用）
第23条　この規定中、被選挙者の除外に関する規定（第4条、第8条、第11条、第15条）については、年度途中に選任された委員であっても、当初から選任された委員と同様にこれを適用する。また、同一家庭の保護者（父、母またはその他保護者）の委員経験については、同一人の委員経験とみなし、上記被選挙者の除外に関する規定を適用する。
会長、副会長、書記、会計（五役）経験者は以後全ての委員を辞退することができる。（経験者にはPTA発足以来の全ての五役が含まれる）

（改　正）

第24条　この規定は総会の出席者の過半数の賛成により改正することができる。ただし、運営委員会は、総会に改正案を提出するにあたっては、事前に会員に対し意見を求めたり、必要に応じて事前に改正案の内容を説明する場を設けるなど、会員の意見を十分に汲み取る機会を設けるよう努めなければならない。

（規定外事項）

第25条　この規定に定めのない事項、及びこの規定の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、運営委員会の決議に従うものとする。

（施　行）

第26条　この規定は、この規定が可決承認されたPTA総会の終了後より施行する。